令和4年度

事 業 概 要 (計 画 編)

長崎県県北振興局保健部)

1 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項

1.1 広報・啓発

【事業目的】

・各種事業に関する情報を広報し、地域住民の健康な暮らしに寄与する。

【現状と課題】

・地域住民のニーズが多様化する中で、地域住民に正確な情報を迅速かつ積極 的に提供し、健康への意識を高めることがますます重要になっている。

【計画】

・保健所ホームページ等を利用した情報発信に努める。

1 . 2 地域保健研修

1.2.1 管内地域保健関係職員等研修事業

【事業目的】

・地域の実情に即した幅広い分野の研修を実施することにより、市町職員を中心とした地域保健関係職員、及び保健所職員の資質向上を図り、地域保健対策の円滑な推進を図る。

【現状と課題】

・地域保健対策に係る人材は、公衆衛生の最新の専門知識に基づく指導的役割 はもとより、地域保健の現場を支える実践力、健康危機管理への対応能力、 虐待や精神の個別困難ケースへの対応等、様々な情勢や住民ニーズの多様化 に対応していく必要があり、資質の向上が急務である。

【計画】

・各事業の中で、市町をはじめ関係機関のニーズや地域の課題に応じた内容の 研修会を開催する。

1.2.2 学生等教育研修事業

【事業目的】

・地域の保健医療を担う人材の育成や公衆衛生に理解のある保健医療関係者の 人材を確保するため、大学等の要請を踏まえて研修生や学生を受け入れ保健 所事業や公衆衛生活動の実践的指導を行う。

【現状と課題】

・保健所における専門的・技術的・広域的機能を学び、保健所で行われる地域 保健活動が多職種や他機関との連携によって組織的に展開される協働作業 であることを理解してもらうことが必要である。

- ・活水女子大学、長崎国際大学からの要請を受け、実習生を受け入れる。
- ・管内病院からの要請を受け、臨床医師の研修を行う。

2 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項

2 . 1 統計調査

【事業目的】

・各調査の目的に応じた適切な調査を行うことで、地域の保健衛生行政に必要 な基礎資料を得る。

【現状と課題】

・年度によっては複数の調査が実施されるため、調査員の確保が困難となるこ とや、個人情報への意識の高まりのため、調査員の訪問による調査について は、回収率維持向上が困難となっている。このため、回収率維持向上につい ては、インターネット利用による回答など検討がなされている。

【計画】

- (1)毎週、毎月の調査
- ・感染症発生動向調査
- (2)毎月の調査
- · 人口動態統計
- · 医療施設動態調査
- ・病院報告
- (3)毎年の調査
- ・国民生活基礎調査
- ・地域保健・健康増進事業報告
- ・衛生行政報告例
- ・国民健康・栄養調査
- (4)2年ごとの調査
- 医師、歯科医師、薬剤師統計
- ·業務従事者調査(助産師、保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技 工士)
- ・調理師業務従事者届
- (5)3年ごとの調査
- ・医療施設静態調査
- ・患者調査
- ・受療行動調査
- (6)5年ごとの調査
- ・社会保障・人口問題基本調査

出生動向基本調査 人口移動調査 生活と支え合いに関する調査

全国家庭動向調査 世帯動熊調査

- ~ までを毎年順に実施(各調査5年ごと)
- ・長崎県健康・栄養調査
- ・長崎県歯科疾患実態調査

3 栄養の改善及び食品衛生に関する事項

3 . 1 栄養改善対策

【事業目的】

- ・食に関する正しい情報を広く提供し、地域住民が自ら食生活改善に取り組む ことができる環境づくりを推進していくため、地域の食環境を整備する。
- ・栄養・食生活について専門職の人材育成を行う。

【現状と課題】

- ・栄養成分表示関係について、関係機関・部署と連携し、食品表示法と健康増進法に基づいた相談・指導を実施している。今後は地域住民へ対しても栄養成分表示活用につなげるための普及啓発を実施する必要がある。
- ・給食施設の栄養管理は、食事摂取基準に基づき、集団を構成する個人に対して適切な食事の提供ができるように、指導・支援が必要である。また、施設によって食の危機管理体制整備に差があるため、指導・助言が必要である。
- ・専門的栄養指導として、難病在宅療養支援計画策定・評価会議等で、食生活 支援を行っている。
- ・管内市町の栄養士配置は、少数かつ健康づくり分野への配置と偏っている。 業務検討や効果的な栄養指導実施のための情報提供が必要である。
- ・公衆栄養学の臨地実習の場として、学生実習を受け入れている。

【計画】

- ・栄養成分表示に関する指導・相談対応、活用に関する普及啓発、食品衛生責任者講習会での表示方法の周知(随時)
- ・給食施設巡回指導(24施設巡回予定)及び給食施設の状況把握
- ・給食管理についての研修会の開催(1回)
- ・専門的栄養指導の実施
- ・市町栄養士を対象とした業務検討会の開催(1回)
- ・学生実習(管理栄養士養成施設)の受け入れ

3 . 2 食品衛生対策

3.2.1 食品取扱施設の許可及び監視指導

【事業目的】

・長崎県食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係営業施設の改善・整備及び 適正な管理運営等に関する監視指導を行う。

【現状と課題】

- ・飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、次の食品衛生施策について、継続的に実施していく必要がある。
- ・製造、加工、調理、流通、販売、消費段階における安全安心確保

【計画】

・長崎県食品衛生監視指導計画に基づく食品営業施設等の監視指導

・長崎県食品衛生監視指導計画に基づく食品等の収去検査

3.2.2 食中毒防止対策事業

【事業目的】

・食品等の検査に基づく不衛生食品等の排除等を行い、県内において販売、製造、流通する食品の安全性確保を図る。

【現状と課題】

- ・危機管理体制の整備・強化
- ・関係者間の連携、協働の推進
- ・近年、アニサキス、カンピロバクター及びノロウイルスによる食中毒が多発 傾向にある。正しい知識の普及、啓発が必要。

【計画】

- ・アニサキス、カンピロバクター及びノロウイルス食中毒については、立入り 検査時や講習会等において、口頭での指導やリーフレット等を用いた予防啓 発を行う。
- ・立入検査時に違反を発見した場合の改善指導等
- ・収去検査の結果、違反を発見した場合の当該食品に係る回収、廃棄等の措置
- ・食中毒発生時の対応(被害拡大防止及び再発防止対策)

3.2.3 HACCP に沿った衛生管理

【事業目的】

・食品営業施設に対して、HACCPに沿った自主衛生管理の順守状況を確認し、 県産食品の安全性と信頼を確保する。

【現状と課題】

- ・小規模経営事業者においては、HACCPに基づく衛生管理の普及率は低い。
- ・消費者に対する安全、安心への理解促進

- ・令和3年6月に完全施行された「HACCPに沿った衛生管理」について、立 入検査時に各施設で作成された衛生管理計画や記録等の確認を行います。
- ・食品等事業者に対して営業許可施設の新規調査、通常監視等における HACCP 手引書の配布、説明を実施する。

4 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項

4 . 1 生活衛生対策

4.1.1 営業施設の衛生確保事業

【事業目的】

・旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理(美)容師法、クリーニング業法(総 じて「生活衛生関係営業六業法」という。)について、許可及び衛生に関す る指導を実施し、県民の日常生活にきわめて深い関係のある生活衛生関係の 営業について衛生水準の維持向上を図る。

【現状と課題】

・生活衛生関係営業六業法の許可(届出施設)施設への監視指導は、計画的に 実施しているが、離島や遠方に施設が点在しているため、効率的な監視は困 難である。

【計画】

- ・年間を通じて計画的な監視及び指導を実施する。
- ・各施設に対し、状況に対応した適切な助言及び指導を実施する。
- ・旅館・ホテル及び公衆浴場におけるレジオネラ属菌対策のため、監視を強化 する。

4.1.2 ビル管理法に基づく衛生確保事業

【事業目的】

・多くの県民が使用又は利用する建築物の維持管理に関して、衛生的な環境の確保をはじめ、公衆衛生の向上・増進を図る。

【現状と課題】

・建築物衛生法に基づく届出施設への監視指導は、旅館・ホテルを中心に適宜 実施しているが、旅館・ホテル以外の対象施設への監視指導は十分実施でき ていない。

【計画】

・各対象施設に対し、状況に対応した適切な助言及び指導を実施する。

4.1.3 遊泳用プールの監視指導

【事業目的】

・遊泳用プールの衛生的な環境の維持・向上を図る。

【現状と課題】

・遊泳用プールに対し、衛生管理に関する情報提供は行っているが、立入検査 等による監視及び指導は実施していない。

【計画】

・各施設に対し、状況に対応した適切な助言及び指導を実施する。

4.1.4 水道施設の衛生確保事業

【事業目的】

・県知事認可の水道施設(上水道、簡易水道)について、適正な維持管理の徹底を図るため立入検査を実施する。

【現状と課題】

・水道施設は水道事業者によって適正に管理されているが、老朽化に伴う破損 等のため、衛生上、改善を要する施設が存在する。

【計画】

・管内の水道施設に対し、計画的に立入検査を実施し、立入施設数等について 半期毎に水環境対策課に報告する。

4.1.5 温泉の保護と適正利用の推進

【事業目的】

・温泉の保護と適正な利用を推進し、地域住民の健康や癒し効果の増進に努める。

【現状と課題】

・旅館及び公衆浴場を中心に監視指導を実施しているが、その他の温泉利用 施設への監視指導は十分できていない。

【計画】

- ・旅館ホテル及び公衆浴場におけるレジオネラ属菌対策のための監視を強化する。
- ・温泉利用施設への立入検査及び指導を実施する。

4 . 2 生活排水(浄化槽)対策

【事業目的】

- ・浄化槽の適切な維持管理を指導・啓発することにより、生活環境の保全及び 公衆衛生の向上を図る。
- ・浄化槽管理者への維持管理指導、保守点検の啓発などを行い、管理者による 適切な維持管理を促す。
- ・浄化槽保守点検業者への指導及び登録事務などを行い、健全な業者を育成指 導する。

- ・指定検査機関(一財 長崎県浄化槽協会)による法定検査において、不適正 と判定された浄化槽(みなし浄化槽を含む「以下同じ」)や法定検査受検拒 否者に対して、適切な維持管理を実施するよう指導が必要である。
- ・法定検査における不適正理由の中には、保守点検業者や清掃業者による管理 や清掃が不十分なものが見受けられる。このため、これら事業者に対しても 適宜指導が必要である。

・管内における令和 3 年度設置届数 137、不適正浄化槽管理者 173 名、法定 検査受験拒否者 25 名。保守点検業 11 事業者。

【計画】

- ・指定検査機関(一財 長崎県浄化槽協会)及び水環境対策課、管内関係各所 と連携を図り、法定検査の進捗状況や台帳情報などを把握する。
- ・浄化槽設置等の届出、変更届出などについて、「長崎県浄化槽事務取扱要領」 に基づき処理を行い、長崎県水環境対策課、建築部局及び市町と浄化槽台帳 の情報を共有する。
- ・法定検査結果について、必要に応じて市町へ情報を提供するとともに、不適 正浄化槽等の改善指導を行う。
- ・法定検査結果に基づき、浄化槽管理者、保守点検業者及び清掃業者に対し、 必要な維持管理作業を行うよう指導する。

4 . 3 廃棄物対策

4.3.1 一般廃棄物対策推進事業

【事業目的】

・県民、事業者、行政(市町)等が、連携・協働して行う廃棄物の排出抑制や 再資源化について指導・助言等を行う。

【現状と課題】

- (1) 可燃ごみ処理施設
 - ・北松北部クリーンセンター(平戸市)
 - ・佐々クリーンセンター(佐々町)
- (2)資源化施設
 - ・北松北部環境組合クリーンセンター(平戸市)
 - ・佐々クリーンセンター(佐々町)
- (3) し尿及び浄化槽汚泥処理施設
 - ・北松北部環境組合クリーンセンター(平戸市)
- (4)ストックヤード
 - ・佐々クリーンセンター(佐々町)
- (5)最終処分場
 - ・平戸市総合衛生センター不燃物埋立処分場(平戸市)
 - ・生月町管理型最終処分場(平戸市)
 - ・生月町安定型最終処分場(平戸市)
 - ・田平町一般廃棄物最終処分場(平戸市)
 - ・高崎埋立場(平戸市)
 - ·大島村遮断型最終処分場(平戸市)
 - ・松浦市一般廃棄物最終処分場(松浦市)
 - ・鷹島環境センター一般廃棄物最終処分場(松浦市)

- ・一般廃棄物の排出削減や、再生利用率向上に向けた市町への情報提供。
- ・管内市町環境部門との連絡調整及び連携強化。

4.3.2 産業廃棄物対策推進事業

【事業目的】

・廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止、海岸漂着物、散乱ごみ対策等、環境 を考慮した処理体系構築を図る。

【現状と課題】

- (1)不法投棄や不適正処理の一層の改善に取り組むため、監視体制強化、困 難事案の解決、不法投棄の未然防止措置、関係機関との連携強化が重要 である。
- (2)産業廃棄物処理業者の状況
 - ・収集運搬業 67(うち積替保管施設有 12)

【計画】

- ・廃棄物処理法等に基づく適正処理に向けた処理業者等への立入検査体制の強化、排出事業者に対する廃棄物適正処理の研修。
- ・不適正処理、苦情等に対する適切かつ迅速な対応。
- ・不法投棄防止パトロールを行う。

4.3.3 PCB廃棄物対策事業

【事業目的】

・PCBを含有する廃棄物の処理を促進する。

【現状と課題】

- ・未確認PCB廃棄物が残っている可能性がある。
- ・低濃度 P C B 廃棄物が発見された場合、令和 8 年度までに保管事業者に適 正に処理させなければならない。

【計画】

- ・PCB廃棄物保管事業者に対し適正な保管・早期の処理を指導、助言する。
- ・P C B を含有している恐れのある廃棄物を所有する事業者に対し、P C B 含有の確認・届出を求める。
- ・資源循環推進課が実施する PCB 含有安定器掘り起こし調査(アンケート形式)の結果により、PCB 廃棄物の現地確認を行う。

4.3.4 リサイクルの推進事業

【事業目的】

・建設リサイクル法、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に基づき再生 資源の充分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及 び廃棄物の適正処理の指導を行い生活環境保全及び経済の健全な発展に寄 与する。

- (1)建設リサクイル関係
 - ・解体に伴うフロン類放出対策、石綿飛散防止対策に関する周知等を行

っている。

- (2)自動車リサイクル関係
 - ・自動車リサイクル業者数 42業者(延べ数) (引取業:35業者、第2種フロン回収業:5業者、解体業:2業者)
- (3) フロン排出抑制法関係
 - ・第1種フロン回収業者数10業者

【計画】

- ・建設担当部局と合同で建設リサイクル法に基づく立入調査等を実施。(年1回)
- ・第1種フロン回収業者に対する立入調査の実施。
- ・第1種特定製品管理者に対して簡易点検・定期点検義務の周知・指導。 (医療監視時、特定事業所立入検査時等)

4.3.5 不法投棄及び違法焼却対策

【事業目的】

・廃棄物の不適正処理(不法投棄・野焼き)の防止。

【現状と課題】

- ・建設系廃棄物の不適正処理が後を絶たない。
- ・テレビ、冷蔵庫等の一般家電、廃棄物の山野、私有地への投棄も見られる。

【計画】

- ・廃棄物適正処理指導員により管内のパトロール、撤去指導を行う。
- ・廃棄物排出事業者及び処理業者への研修・説明会を実施する。
- ・一般廃棄物の不適正処理を防止するため市町と連携した啓蒙・啓発を行う。

4 . 4 環境保全対策

4.4.1 公共用水域及び地下水等の監視

【事業目的】

・長崎県公共用水水質測定計画に基づき、河川、海域等の公共用水域の水質汚 濁の状況を監視する。

【現状と課題】

- ・海域及び河川とも、おおむね良好である。
- ・海水浴場については良好である。

【計画】

- ・長崎県公共用水水質測定計画に基づき 3 河川 4 地点及び 2 海域 11 地点にて 定期的な監視を行う。
- ・海水浴場2箇所について、遊泳前及び遊泳中の水質調査を行う。

4.4.2 大気汚染防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】

・工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙(水銀含む)、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、大気汚染を防止し生活環境を保全する。

【現状と課題】

- ・ばい煙発生施設 136施設、粉じん発生施設 141施設
- ・所管する法令に基づく立入検査と同時に、調査を行っている。

【計画】

・大気汚染防止法に基づき、工場事業場から発生するばい煙・粉じんの排出に よる大気汚染を防止するため、計画的な立入検査を行う。

4.4.3 水質汚濁防止法に基づく工場・事業場監視指導 【事業目的】

・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、生活環境を保全する。

【現状と課題】

- ・排水基準適用事業場について、立入検査を実施している。維持管理等の不備 から排水基準を超過する事業場が見受けられる。
- ・特定事業所 846 事業所(うち有害物質貯蔵指定施設3)、排水基準適用事業場 22 事業場

【計画】

・水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場から排出される排出水による公共用 水域の水質汚濁を防止するため、立入調査(含排水調査)を行う。

4.4.4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視指導 【事業目的】

・ダイオキシン類による環境汚染の防止等を図る。

【現状と課題】

·大気関係特定施設 4 施設、水質関係特定施設 1 施設。

【計画】

・廃棄物焼却炉等の適切な維持管理状況を確認するため対称施設への立入調査・指導を行う。(自主測定結果の確認等)

4.4.5 環境教育関係業務

【事業目的】

・環境保全の意識を高め、地域における自主的な環境保全活動を促す。

【現状と課題】

・地域における活動団体、活動家の育成が必要。

【計画】

- ・環境アドバイザーの派遣。
- ・事業所、教育機関等が行う環境学習への積極的な参加・支援。

4.4.6 公害苦情対応

【事業目的】

・公害苦情は、地域住民に密着した問題であり、迅速・適正に対応し、より良 い生活環境をつくる。

【現状と課題】

・生活排水、悪臭等の相談がある。

【計画】

- ・市町等と協力して苦情対応・相談に当たり、早期解決を目指す。
- ・公害苦情調査の実施報告。

4.4.7 地球温暖化防止対策

【事業目的】

・長崎県地球温暖化対策実行計画に基づき管内市町の実行計画の実施に協力する。

【現状と課題】

・管内市町において地球温暖化対策協議会の設置はなされているが活発な活動 とはなっていない。

【計画】

・地球温暖化協議会の活動支援。

4.4.8 大気汚染情報(注意報等)の発信

【事業目的】

・光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)等による健康被害の防止 に努める。

【現状と課題】

- ・春季~秋季かけて光化学オキシダントの発生が見られる。
- ・微小粒子状物質が暫定基準を超過する恐れがある。

- ・光化学オキシダント注意報・警報発令時に関係機関への迅速な情報提供を行 うと共に住民からの問い合わせに対応する。
- ・PM2.5 注意喚起が発せられた場合、関係機関への迅速な情報提供を行う。

4.4.9 未来環境条例指定地区巡回指導

【事業目的】

・世界遺産関連資産及び文化、自然遺産地区の景観を保全する。

【現状と課題】

・指定地区を訪れる観光客や周辺住民によるタバコ、ゴミのポイ捨てが散見される。

【計画】

- ・定期的に指定地区を巡回し、啓蒙啓発を行う。
- ・定点におけるゴミの回収分析を行う。(年1回2地点)

4.4.10 環境放射線監視

【事業目的】

・「長崎県環境放射線モニタリング計画」に基づき緊急時の放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響評価及び、平常時より環境放射線モニタリングを実施する。

【現状と課題】

・県市町との連携及び防災対策の整備。

【計画】

- ・平常時モニタリングへの協力。
- ・原子力防災訓練への参加。

4.5 動物愛護対策

【事業目的】

「人と動物が共生できる地域社会」の実現に向けて、長崎県民一人ひとりの中に動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した適正な飼育方法、ひいては動物福祉をも含めた動物愛護管理等を普及する。

- ・動物愛護の普及啓発と定着
- ・動物の適正飼養管理の推進
- ・県民参加と協働による動物愛護管理推進の体制づくり

- 1 犬及び猫の引取り
- ・ 平成22年度以降の飼い犬、飼い猫の引取有料化及び引取希望者への指導強化によって、令和3年度の引取数は平成22年度の約13%まで減少している。引続き引取希望者への指導を行うとともに、市町と連携し、放し飼いや無計画な繁殖による多頭飼育者の情報共有と飼い方指導が必要である。
- 2 不適切な飼育に起因する苦情・相談
- ・放し飼い、庭や住居への入り込み、飼い主が判明しない猫への無責任な餌や

り等の不適正な動物の管理に起因する糞尿被害を主とした様々な苦情・相談が数多く寄せられている。

【計画】

企画調整

- ・長崎県動物愛護推進協議会支部の運営 情報管理・活用
- ・動物愛護管理に関する情報の収集、関係者への提供 調査・研究
- ・野良猫等による被害状況の把握、適切な指導 研修
- ・一般飼い主、動物取扱業等への講習 その他
- ・犬及び猫の引取り時における飼い主等に対する適正飼養管理、終生飼養、繁 殖制限措置の啓発
- ・引き取った犬及び猫の譲渡促進
- ・動物愛護管理に係る苦情相談対応及び飼い主等への指導
- ・地域猫活動推進事業による地域ぐるみでの飼い主のいない猫の適正管理への 支援

4.6 狂犬病予防対策

【事業目的】

犬の登録及び狂犬病予防注射の推進、違反犬の捕獲抑留等を実施し、狂犬病の発生及び蔓延を予防する。

【現状と課題】

狂犬病は、国内では昭和32年以降発生していないが、諸外国では今なお発生しており毎年5~6万人が亡くなっていることから、万一の侵入に備え、 予防対策を徹底する必要がある。

- 1 違反犬捕獲頭数
- ・過去5年間捕獲頭数は横ばいである。
- 2 登録頭数
- ・平成20年度をピークに減少傾向だが、人口減少によるもののほか、室内犬の増加に伴い、登録をしていない犬が増加していると考えられる。
- 3 咬傷事故発生件数
- ・令和3年度において咬傷事故は4件発生している。原因は徘徊又は不慮の逸 走によるものであった。事故につながるような放し飼いの苦情や徘徊犬の情 報は多く、継続的に犬の係留義務及び係留設備、係留用具等の点検について 飼い主への啓発と指導が必要である。

【計画】

企画調整

・狂犬病予防注射計画策定のおける市町、獣医師会支部を含めた三者協議会の 運営

情報管理・活用

- ・狂犬病に関する情報の収集、関係者への提供 研修
- ・一般飼い主への講習 その他
- ・違反犬の捕獲及び抑留
- ・咬傷事故防止に向けた犬の繋留義務等の指導及び啓発
- ・咬傷事故探知時の迅速な状況把握及び指導

5 医事及び薬事に関する事項

5 . 1 適正医療確保

5.1.1 医療機関立ち入り検査

【事業目的】

・医療法第25条第1項の規定に基づき、病院(検査)を毎年度、診療所(調査)を3~5年毎に実施し、適正な管理が行われているか否かについて確認することにより、適正な医療の提供に資する。

【現状と課題】

- ・病院については、適正な管理が行われている。
- ・診療所については、医療安全に関する体制が必ずしも十分ではないことから、立入調査等を通じた、継続した指導が必要である。

【計画】

- ・全ての病院について、立入検査を実施する。
- ・診療所について、新型コロナウイルス感染症の影響から実施できなかった診療 所を中心に立入調査を実施する。

5.1.2 医療施設・施術所施設・衛生検査室の開設届、変更届等の申 請事務

【事業目的】

・医療法等に規定されている手続きを適正に行うことにより、施設の適正な管理を図る。さらに、必要な現地調査及び指導を行うことにより、適正な管理を図る。

【現状と課題】

・手続きの遅延が散見されることから、様々な機会を通じて周知を図る必要が ある。

【計画】

・適正な手続き及び必要な指導を行う。

5.1.3 指定医療機関指定申請事務【事業目的】

・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく結核 指定医療機関及び「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく一 般疾病指定医療機関の指定に関する事務を行う。

【現状と課題】

・指定申請は、適切に行われている。

【計画】

- ・指定に関する事務を行う。
- 5.1.4 免許申請事務(医療従事者・栄養士・調理師)

【事業目的】

・医療法等に基づく医師等医療従事者と栄養士、管理栄養士、調理師の免許申 請事務。

【現状と課題】

・令和3年度免許事務取扱数78件。(課題 該当無しー)

【計画】

・該当なし

5.1.5 医療安全相談センター

【事業目的】

・住民が安心して受診できる医療提供体制を目指し、県北地域医療安全相談センターを設置し、医療相談及び医療安全情報の提供を行う。

【現状と課題】

・相談者(患者及びその家族等)に寄り添いながらも、患者と医療機関に公平、中立的な立場として助言を行う必要がある。

【計画】

- ・医療相談及び医療安全情報の提供を行う。
- 医療安全研修会の実施。

5 . 2 医薬品等安全対策

5.2.1 薬機法に基づく監視指導

【事業目的】

・医薬品等について、販売から使用に至るまで、有効性及び安全性を確保する ため、対象施設に監視及び指導を実施する。

- ・医療機関及び薬局等に対し、効率的な監視及び指導に努めている。
- ・医薬品医療機器等法関係法規については継続して周知を徹底する必要がある。

【計画】

- ・医療機関及び薬局等に、医薬品の適正な取扱いに関する情報を提供する。
- ・医療機関及び薬局等に対し、「医薬品等一斉監視指導」期間及び医療監視のほか、必要に応じて監視及び指導を実施する。
- ・令和元年12月4日に公布され、順次施行されている医薬品医療機器等法の改正内容について、周知及び適正な運用の指導を行う。

5.2.2 毒物及び劇物取締法に基づく監視指導

【事業目的】

・毒物及び劇物の適正な管理を確保するため、毒物及び劇物販売業者等に対し、 監視及び指導を実施する。

【現状と課題】

・毒物及び劇物販売業者に対し、効率的な監視及び指導に努めている。販売業者を除く取扱者に対しては、必要に応じて監視及び指導を実施する。

【計画】

- ・毒物及び劇物販売業者に対し「農薬危害防止運動」「医薬品等一斉監視指導」 期間を中心に立入検査を実施し、毒物劇物の管理状況、譲渡手続き等につい て指導する。
- ・農薬安全対策講習会にて安全管理等に関する周知を行い、事故防止を図る。
- 5.2.3 麻薬及び向精神薬取締法等に基づく監視指導(不正けし及び 大麻を含む)

【事業目的】

- ・麻薬及び向精神薬等について、適正な取扱いによって保健衛生上の危害を防止し、必要な医療を確保するため、対象施設に対して監視及び指導を実施する。
- ・不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するため、これらの発見及び除去を 実施するとともに、広く一般に対して大麻・けしに関する知識の普及を図る。

【現状と課題】

- ・麻薬及び向精神薬等を取り扱う薬局や医療機関等に対し、効率的な監視及び 指導に努めている。麻薬及び向精神薬等の適正な取扱いに関しては、継続し た指導が必要である。
- ・管内における不正けし及び大麻の発見数は少ないが、撲滅するためには更な る監視が必要である。

- ・麻薬及び向精神薬等を取り扱う医療機関等に対し、「医薬品等一斉監視指導」 期間及び医療監視時に管理状況及び譲受手続き等を確認し、必要に応じて指 導する。
- ・麻薬及び向精神薬等を取り扱う薬局に対し、効率的な監視及び指導を実施す

る。

・「不正大麻・けし撲滅運動」月間に大麻・けしの不正栽培の監視及び自生している大麻・けしの発見、除去に努める。

5.2.4 薬物乱用を根絶する地域社会づくり

【事業目的】

・薬物乱用防止指導員をはじめ、地域一体となって若年層を中心とした地域住民に薬物乱用の恐ろしさと正しい知識を周知し、薬物乱用のない地域社会を目指す。

【現状と課題】

・近年、インターネット等を通じて、麻薬、覚醒剤、大麻をはじめとした不正薬物に関する様々な情報が得られ、その中には、大麻の有害性などを軽視するような間違った情報も見られることから、若者等が安易に大麻を乱用してしまうことが危惧されている。県内においても、高校生や大学生による大麻乱用の急増が深刻化しており、薬物乱用者の低年齢化は、憂慮すべき状況にあるため、青少年を始めとした人々が大麻について正しい知識を持ち、正しい判断を行うことができるよう、より一層の啓発が必要である。

【計画】

- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の期間中に街頭キャンペーンを実施し、地域 住民に薬物乱用防止の啓発を行う。
- ・「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」の月間に、麻薬・覚醒剤等の乱用による危害について若年層を含む地域住民に周知する。
- ・県北保健所地区薬物乱用防止指導員協議会を中心として、指導員による地域での啓発や指導活動を充実するとともに、小・中・高等学校等からの依頼に基づく「薬物乱用防止教室」において薬物に関する正しい知識の普及を行う。
- ・薬物相談窓口を設置し、薬物の乱用や啓発等の相談を受ける。

5.2.5 献血推進

【事業目的】

・輸血用血液の安定的供給に必要な献血量を確保するために、関係機関等と 連携し、キャンペーン等によって献血の推進を啓発し、献血者の確保に努 める。

- ・管内における令和3年度の献血確保目標(献血者数)の達成率は60.9%である。
- ・県内の各年代別人口に対する献血者の割合は、16~19歳で31.3%(H1)から5.0%(R2)、20~29歳で18.9%(H1)から7.0%(R2)、30~39歳で13.3%(H1)から7.7%(R2)と低下しており、若年層の献血離れが顕著にあらわれている。現在の献血者の65%が40歳以上の年齢層であり、将来的に安定した献血者を確保するため、若年層に対する献血推進は今後の課題である。

【計画】

- ・「愛の献血助け合い運動」「はたちの献血キャンペーン」等により献血推進 の啓発を実施する。
- ・県北保健所地区献血担当者会議を開催し、連絡調整や意見・情報交換を図り 献血を推進する。
- ・関係機関との連携を密にし、献血目標の達成に努めるとともに、管内高等学校に対し、献血セミナーの実施について協力を求め、若年層への献血思想の 普及・啓発を図る。

6 保健師に関する事項

|6 . 1 保健師に関すること|

・地区担当の保健師・作業療法士により個別支援を実施し、必要時所内及び関係機関との事例検討を実施している。

7 公共医療事業の向上及び増進に関する事項

7.1 地域(保健)医療関係

【事業目的】

・医療計画に基づき、県民に対する良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。

【現状と課題】

・医療法の規定に基づき国が策定した「医療提供体制の確保に関する基本方針」を受けて、5疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神科(認知症医療を含む))・5事業(離島・へき地医療、救急医療、小児医療、周産期医療、災害医療)及び在宅医療に重点をおいて、医療提供体制の確保、充実強化を図る必要がある。

【計画】

- ・地域保健医療対策協議会等を活用し、地域の医療課題等に関する、関係機関 との協議、合意形成、情報共有等による、地域の医療提供体制等の構築、連携 強化。
- ・特徴ある地域の取組の推進。

8 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項

8 . 1 母子保健福祉対策

8.1.1 健やか親子21推進事業

【事業目的】

・地域母子保健医療対策の確立及び推進を図る。

【現状と課題】

・管内には在宅の療養児(重症心身障害児及び発達障害児)が、医療や支援を受けられる場が少ないことから、住み慣れた地域で安心して療育が受けられるよう体制を整備していくことが必要である。

- ・保健・医療・福祉・教育に関するサービス調整が円滑に行われ、療養児及び 家族が適切に相談や指導、サービスを受けられる体制の充実が必要である。
- ・適切な相談や指導、サービスを提供できるよう関係者の技術向上を目指した 研修の場をニーズに応じて提供していく必要がある。

【計画】

- ・県北地域母子保健推進協議会の開催
- ·母子保健事業情報交換(市町母子保健担当者連絡会)
- ・地域発達支援体制整備研修会(保育会主催)の開催支援
- ・ティーチャー・トレーニング指導者スキルアップ研修の開催
- ・障害児(者)巡回療育相談の実施(年3回)

8.1.2 健やか親子サポート事業

【事業目的】

・思春期の健全な母性父性の育成並びに妊娠、出産、子育て、更年期等各ライフステージに応じて、適切な自己管理ができるよう健康教育を実施し、また、相談できる体制を整備するとともに、不妊等の課題に対応するための体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

【現状と課題】

- ・県北地域は医療機関や相談支援機関等、社会資源に乏しく、児童思春期相談(R3年度より児童思春期・女性相談に変更)は貴重な社会資源の1つとなっているが、相談件数は少ない。各学校でスクールカウンセラーの配置・派遣体制が整備されている状況や、各市町において子育て世代包括支援センターの体制強化に向け、心理士を含む専門職の配置が進められている。
- ・女性の結婚や妊娠・出産年齢が上昇しており、不妊で悩む方や不妊治療を受ける方が年々増加している。今後も不妊の相談窓口について、積極的に周知活動を行い、必要とする方へ適切に情報が行き届くよう努める必要がある。
- ・健全な母性父性の育成に資することを目的に、これから出産を迎える世代や現在妊娠適齢期の世代に対し、妊娠や不妊に関する正しい知識の普及啓発が必要である。

【計画】

- ・児童思春期・女性相談の実施(女性の健康相談センターも兼ねる)
- (保健所職員による相談随時)
- ・要望に応じた健康教育への技術支援および相談対応
- ·児童虐待防止·DV 防止に関する市町支援
- ・要請に応じた各市町要保護児童対策地域協議会等への参画・支援
- ・不妊相談サポートセンターとして、不妊に悩む方への相談対応及び普及啓発の実施

8.1.3 特定不妊治療助成事業

【事業目的】

・不妊治療を希望する夫婦に、医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受

精・顕微授精)の治療費の一部を助成することで、経済的負担を軽減し、不 妊治療を受けやすい環境の整備を図る。

【現状と課題】

- ・長崎県では平成 16 年から特定不妊治療支援事業が創設され、管内全市町においても、独自の助成事業を実施されている。
- ・ここ数年の申請件数は40~60件台を推移。
- ・様々な機会を捉えて、不妊の相談窓口についての周知を行い、必要とする 方へ適切に情報が行き届くよう努める必要がある。

【計画】

- ・申請事務を円滑かつ的確に行う。
- ・不妊に悩む夫妻に対し、その心理に配慮し、不妊に関する情報の提供や心の 葛藤等について適切に相談対応する。
- ・不妊に悩む方が、相談先に迷うことがないよう、不妊の相談窓口について様々な機会を捉え、周知活動を行う。

8.1.4 小児慢性特定疾病医療費助成制度

【事業目的】

・慢性的な疾病を抱える児童やその家族の負担軽減及び、長期療養をしている 児童の自立や成長の支援を地域の社会資源を活用し、充実した支援を行う。

【現状と課題】

- ・小児慢性特定疾病申請時面接及び所内において支援区分会議を開催し、方針 を決定し支援を行っている。
- ・今後は特に医療的依存度の高い医療的ケア児の災害時における支援について 市町の体制整備の支援を行うことが必要である。

【計画】

- ・小児慢性特定疾病医療費助成申請事務を円滑かつ的確に行う。
- ・必要に応じ家庭訪問や相談支援、情報提供を行う。
- ・対象者や家族の生活実態やニーズ把握を行う。

8 . 2 医療的ケア児支援

【事業目的】

・医療的ケア児が、地域で適切な支援を受け安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・教育の連携促進を図り、地域の支援体制を整備する。

- ・医療的ケア児支援では、保健・医療・福祉・教育その他各関連分野が連携し ライフステージを通した一貫した支援体制の整備が必要である。
- ・災害時の医療的ケア児への支援体制については、難病対策と協働し市町との 検討会を実施し各市町災害時個別避難計画の策定(1市町のみ策定)に至っ ている。今後は未策定市町への支援や策定後の課題整理を行う必要がある。

【計画】

- ・個別支援を通した医療的ケア児への支援
- ・関係者との連携体制整備の推進(災害時個別避難計画策定に向けた市町への 支援等)
- ・災害時支援に向けた体制整備

8.3 介護予防対策

【事業目的】

・市町(保険者)で実施している介護予防関連事業が、効果的・効率的な事業 の展開が実施できるよう支援する。

【現状と課題】

- ・管内市町では、地域包括ケアシステム構築推進において、住民主体の通いの場などの地域づくりを意識した取組みが進められている。保健所は、市町の取組みが円滑に効果的に行われるよう、市町事業への参画や市町との会議開催により支援を行っている。更に、リハビリテーション専門職による支援が円滑に行われるように、県北地域リハビリテーション広域支援センターと連携した広域的な支援や研修会を実施している。
- ・市町介護予防事業の効果的な実施については、各市町間で地域ケア会議の質の 差があり、個別課題から地域生活支援へつながる体制の構築について検討が必要 である。

【計画】

- ・市町が効果的に介護予防事業を推進できるよう支援する。
- ・県北地域リハビリテーション広域支援センターが行う活動への支援、市町と の連絡調整会議に参画し、介護予防事業の推進を図る。

9 歯科保健に関する事項

9 . 1 歯科保健対策

9.1.1 長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

【事業目的】

・長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例に基づいた「歯なまるスマイルプラン (長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画)」の実現を目指し、歯科保健の 実態を把握し、生涯にわたる歯・口腔の健康づくりを推進する。

- ・管内における幼児のう蝕数は、経年的に見ると減少傾向にあるが、全国・県平均と比較すると依然として高い状況にある(令和2年度 1 人あたりう蝕数は、1歳6か月児0.04本(県0.03本)、3歳児1.04本(県0.60本))。また、う蝕がある子とない子の二極化や、保護者の意識にも差があり、関心の無い対象者への働きかけ、意識付けが必要である。
- ・管内の成人期及び高齢期の歯周疾患検診受診率は低く、各市町において、検 診の実施方法や周知方法など住民への意識付けや受診しやすい環境整備を

検討されている。今後も受診率向上に向け、歯周病対策を含めた取組みを検 討していく必要がある。

【計画】

- ・県北地域歯科保健推進協議会の開催(1回)
- ・健康づくり通信等を活用した普及啓発

9.1.2 障害者巡回歯科診療事業

【事業目的】

・障害者の歯科医療体制の確保及び地域歯科医療での高次機能を補完する。

【現状と課題】

- ・障害のある者の歯科診療の機会を確保するため、歯科診療車による巡回歯科 診療を保健所等で実施している。
- ・利用者数は横ばいであり、在宅より施設入所者の利用が多い(令和3年度施設入所者の割合97.6%)。また、巡回歯科診療での専門的治療後の経過観察や一般的治療について、地域の歯科診療所との連携体制の整備が必要である。

【計画】

- ・障害児(者)巡回歯科診療事業の支援
- ・母子保健事業等、所内外関係者と連携した障害者歯科協力医制度の周知
- ・健康づくり通信等を活用した普及啓発

9.1.3 フッ化物洗口推進事業

【事業目的】

- ・【事業目的】
- ・長崎県の子どもたちに対して平等なう蝕予防方法として、集団によるフッ化 物洗口を導入し、う蝕を減少させる。
- ・長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例に基づき情報提供及び普及啓発を行う。

【現状と課題】

- ・乳幼児のフッ化物塗布は管内全市町で実施しているが、実施方法の違いによる実施率の差があることや歯科医院での個別塗布の状況把握ができていない。 いため、全体状況が把握できていない。特に松浦市は事業での塗布率が低い。
- ・令和3年度のフッ化物洗口の実施率は、保育所・幼稚園 100%(38 施設)、 小学校 100%(26 校)、中学校 100%(15 校) である。また、実施者率は、 県北管内は 90%台であり、今後も継続して事業が実施されるよう、市町等 へ支援を行っていく必要がある。

- ・市町と連携したフッ化物応用事業の普及啓発ならびに情報提供
- ・各市町の歯科保健に関する協議会等への協力

・健康づくり通信等を活用した普及啓発

10 精神保健に関する事項

10.1 精神保健福祉対策

10.1.1 適正な精神医療の確保

【事業目的】

- ・精神障害者の人権に配慮した適切な医療の確保を図り、療養環境の向上を促 進する。
- ・治療中断・未治療者等に対し、関係機関との連携による危機介入や支援を行 う。
- ・自傷他害のおそれのある精神障害者に対し、適正な医療及び保護を図るため、 精神保健福祉法に基づいた対応を行う。

【現状と課題】

- ・入院患者の処遇について、精神保健福祉法に基づいた医療機関へ適正な指導 監督が必要である。
- ・県北保健所は管内 2 市1町と佐世保市の自傷他害のおそれのある精神障害者に関する警察官通報や、一般人からの申請等に対応している。平成 25 年度以降の年間平均受理件数は 20 件台で推移し、令和 3 年度は 29 件であった。

引き続き、通報および申請時の精神障害者の調査、診察並びに入院措置を適正に行う必要がある。また、関係機関との情報共有及び連携を強化し、地域の緊急対応を要する精神障害者の支援を行う必要がある。

【計画】

- ・管内 2 か所の精神科病院に年 1 回の実地指導、入院患者病状実地審査を行う。
- ・精神保健福祉法に基づく申請、通報等において適正な対応を行う。(調査・ 診察・移送)
- ・措置入院患者に対し「長崎県措置入院者退院後支援の手引き」を活用し、関係機関と連携しながら「退院後支援計画」に基づいた支援を行う。(必要時)
- ・精神科医療機関からの各種報告事務を行う。

10.1.2 精神保健福祉相談事業

【事業目的】

・本人や家族、各関係機関等からの精神保健福祉に関する相談機会の担保、加えて、困難事例に対し精神科医師を交え、支援方針を検討することにより関係者の資質向上を図る。

- ・精神科嘱託医による精神相談件数は近年、横ばいまたは減少傾向である。
- ・相談内容は、明らかに精神症状を疑う事例に加え、日常の困りごとの中に精神科領域の問題が潜む事例が増えている。
- ・ホームページやチラシ等を活用し本事業について地域住民に情報を発信する

とともに、市町等、広く関係機関へ周知することで相談につながりやすい体制づくりが必要である。

【計画】

- ・精神科嘱託医による精神相談の実施(年8回)
- ・職員による相談の実施(随時:電話、面接相談、家庭訪問)
- ・相談窓口の周知(チラシ配布、健康づくり通信掲載)

10.1.3 精神障害者社会参加促進事業

【事業目的】

- ・精神障害者が入院から地域生活への移行や地域で安定した生活継続のために必要な支援を利用出来るよう、当事者と相談支援を担う地域関係機関とのネットワーク体制を整備し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ・障害者が地域住民との共生を図るために、地域住民に対し、精神障害に関する普及啓発を行う。

【現状と課題】

- ・管内の精神科病院に入院している患者の約半数が5年以上の長期入院患者であり、当事者の退院意欲の減退、関係者のあきらめ感等が生じている可能性も考えられる。加えて、管内には地域移行支援、地域定着支援の個別給付を提供できる相談支援事業所がなく、退院支援では管外の相談支援事業所の活用せざるを得ない他、入院患者の高齢化とそれに伴う認知症への対応含め、住居サービスや退院後の相談支援等の受け皿も乏しい現状がある。今後、入院医療中心から地域生活中心の流れをさらに推進し、精神障害者の社会復帰と社会定着を促進していく必要がある。
- ·管内市町の自立支援協議会や管内団体への集まり等へ参加し、支援機関との顔の 見える関係づくりを推進する。
- ・地域共生を推進する上で当事者の活用が提唱されており、管内でもピアサポート体制の再構築に向けた対応が必要である。

- ・圏域コーディネーターとして市町への支援と構築に係る協議の推進(市町自立支協議会への参加等)
- ·県北保健所精神保健医療福祉協議会(地域移行支援協議会)の開催(年1回)
- ·管内精神保健福祉担当者連絡会(年1回)
- ・"にも包括"への理解促進、地域の支援機関への普及啓発
- ・市町を中心とした相談支援体制の確立に向けた支援(適宜)
- ・市町、医療機関及び施設の要請に応じて、個別ケース検討会等への参加、協力(適 官)
- ・県北保健所管内相談支援事業所連絡協議会への参加
- ・精神科病院実地指導時、退院支援を含め地域移行支援・定着支援への協力依頼
- ・県北保健所管内障がい資源マップの更新

10.1.4 高次脳機能障害支援普及事業

【事業目的】

・高次脳機能障害の症状について理解を促進するための普及啓発、高次脳機能 障害者や家族に対する専門的な相談支援、関係者等に対する出前講座を行い、 関係機関との支援ネットワークの充実による支援体制の確立を図る。

【現状と課題】

- ・本人や家族等からの相談に対応すると共に、関係機関と連携して相談支援体制を構築している。管内には6箇所の診断等できる医療機関があり、身近な場所で診断できる体制は整ってきた。
- ・各種会議や出前講座等でパンフレットを配布し普及・啓発活動を行っている。
- ・相談件数が少ないため、管内の関係機関の相談・支援や連携体制についての 現状や課題について、整理する必要がある。

【計画】

- ・関係機関との連携による医療機関の紹介、制度利用や地域生活への相談支援 の実施(随時)
- ・市町や相談支援事業所等の関係者との、関係者会議の実施(年1回)
- ・各種会議や研修会でパンフレットを配布し普及・啓発活動をする。(随時)

10.1.5 自殺対策推進事業

【事業目的】

- ・様々な分野の関係者が連携・協働して下記対策を行い、管内自殺者の減少を 目指す。
- ・地域における支援体制構築を推進する。
- ・若年者の自殺対策の推進を行う。

【現状と課題】

- ・全国において自殺者数は減少傾向であったが、新型コロナウイルス感染症の 影響等により令和 2 年度は増加し、令和 3 年度は横ばいである。本県では 令和 2 年度に減少、令和 3 年度は増加しており、自殺率でみると管内は全 国や県全体平均に比べて高く、概ね高止まりが続いている。
- ・平成 24 年から令和 3 年のデータでは、管内自殺者は男性 82.7%、女性 17.3%で男性の割合が高く、年代別では 60 代が 23.2%で最も多く、働き 世代(30~50代)が約半数を占めている。
- ・管内市町においては市町自殺対策計画が策定され、計画に基づいた包括的な 取り組みを推進している。

- ・地域における支援システム構築の推進
- ・市町の自殺対策計画評価の場への出席
- ・市町からの自殺対策推進に係る相談対応、情報提供及び市町事業への協力、 協働

- ・普及啓発(随時)
- ・相談対応
- ・ハイリスク者支援(新型コロナ感染症関連含)

10.1.6 ひきこもり対策推進事業

【事業目的】

- ・「ひきこもり地域支援センター(サテライト)」として、関係機関との連携 体制を整備し、ひきこもり本人や家族への相談支援を行う。
- ・普及啓発によりひきこもりに関する正しい理解の促進を行う。

【現状と課題】

- ・平成28年に内閣府が実施した「若者生活に関する調査」では15歳~39歳の 1.57%(管内推計値は約200人)、平成30年に内閣府が実施した、「ひき こもりに関する実態調査」では40~64歳の1.45%(管内推計値は約300人)がひきこもり状態にあるとの推計値がある。
- ・ひきこもりに関する相談は、本人や家族が相談窓口を知らない、周囲とのかかわりを避ける、ひきこもりに対するネガティブなイメージがある等の理由から、相談に繋がりにくい状況にある。

【計画】

- ・相談体制の充実
- ・ひきこもり相談窓口及びひきこもりの正しい理解のための普及啓発の推進
- ・関係機関との連携体制の構築(自助グループ支援)
- ・関係者向け研修会の実施(1回)

10.1.7 精神科救急医療連携に関すること

【事業目的】

・佐世保、県北地域における精神科救急患者や身体合併症を有する精神科疾患 患者への医療提供体制の連携強化をはじめとした体制整備を図る。

【現状と課題】

・平成 26 年度より精神科救急患者や身体合併症を有する患者への適切な医療 提供体制確保を目的に、二次医療圏である佐世保・県北地域において、医師 会、精神科病院、精神神経科診療所、消防等の関係機関で構成した関係者会 議を開催し、現状の共有および課題の整理、対策の検討を行ってきた。その 中で課題として明らかになった 医療連携体制(精神科コンサルテーション 体制整備)、 関係者間の相互理解、について解決に向けた取り組みが必要 である。

- ・連携体制の構築
- ・管内医療機関での院内職員研修
- ・佐世保・県北圏域関係者研修会
- ・県全体の課題(精神科コンサルテーション等)については、引続き主管課へ

佐世保・県北地域の現状と課題、要望として伝えていく。

10.1.8 依存症対策総合支援事業

【事業目的】

・依存症に関する正しい知識と相談窓口の普及を推進し、支援者との連携を図ることで依存症当事者や家族等の孤立を防ぐ。

【現状と課題】

- ・厚生労働省の実態調査によるとアルコール依存症者は全国で約 109 万人(2013年、成人を対象とした調査)、ギャンブル依存症においては 約 320 万人(2017年)と推計されている。
- ・令和3年度の管内における相談実績は、実17件/延89件と、延件数は令和2年度に比べて減少したが、実人数は増加した。相談経路は医療機関からの相談が増えたが、本人や家族からの相談が少なく、住民への相談窓口の周知方法に課題がある。
- ・管内には専門医療機関や当事者会及び家族会などがなく社会資源に乏しい現状がある。依存症においては自助グループが回復支援に大きな役割を果たすことからも、県北圏域の自助グループや関係機関等との連携がより重要となる。
- ・住民をはじめ、支援者への依存症に関する正しい理解の普及が必要である。

【計画】

- ・相談支援体制の充実、普及啓発
- ・関係者向け研修会の実施(1回)
- ・支援者等への出前講座の実施
- ・自助グループへの参加
- ・関係機関主催の会議・研修への参加

11 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期の療養を必要とする者の保健に関する事項

11.1 難病対策

11.1.1 難病患者地域支援対策推進事業

【事業目的】

・難病患者の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図るために、患者や 家族、関係者等が連携を図り、地域における在宅支援体制の整備を推進する。

- ・管内の特定医療費(指定難病)受給証所持者数は、延673名(令和4年3月末現在)である。疾患別の内訳では、パーキンソン病が98名と多く、続いて潰瘍性大腸炎42名、全身性エリテマトーデス37名となっている。
- ・支援区分会議において、新規申請者及び支援が必要な難病患者の支援方針を 検討している。適切な支援が実施できるよう、検討会を継続していく必要が ある。
- ・関係機関と連携のもと、同行訪問等を実施している。今後も個別支援等を行

いながら災害時対応も含めた地域の現状及び課題を把握し、支援体制を整備 していく必要がある。

【計画】

- ・在宅療養者支援区分会議の開催(月1回)
- ・関係機関等との所外処遇検討会の開催(随時)
- ・訪問相談事業
- ・市町等と連携し、医療依存度の高い難病患者の災害時個別支援計画策定を支援
- ・難病患者の支援に係る保健福祉関係者合同会議の開催(随時)
- ・難病患者等在宅ケア従事者研修会の開催(1回)

11.1.2 特定医療費(指定難病)支給認定制度

【事業目的】

・指定難病医療費助成制度申請窓口として、適切な事務を実施する。

【現状と課題】

・「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立を受け、対象疾患が平成27年1月1日に110疾病、平成27年7月1日に306疾病、平成29年4月1日に330疾病、平成30年4月1日に331疾病、令和元年7月1日に333疾病、令和3年11月1日に338疾病と拡大された。

【計画】

- ・特定医療費(指定難病)の申請事務
- ・対象者等への情報提供(随時ホームページを更新)

12 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項

1 2 . 1 感染症対策

12.1.1 感染症予防事業

【事業目的】

・感染症発生の予防及びまん延防止のため、関係機関との連携を図り必要な対策を講じ、正しい知識の普及に努め、公衆衛生の向上及び推進を図る。

【現状と課題】

- ・新型コロナウイルス感染症・腸管出血性大腸菌感染症等の発生時に、迅速に 対応できるよう所内体制を整えておく必要がある。
- ・集団感染リスクの高い社会福祉施設等の関係者が、感染症予防対策・感染症 拡大防止対策について適切な対応が行えるよう支援していく必要がある。
- ・流行している疾患に関する最新情報を関係機関及び住民に対して迅速に発信 する必要がある。

- ・県北地域感染症対策協議会の開催(1回)
- ・感染症発生時、マニュアルに沿った迅速な対応
- ・感染症に関する知識の普及啓発(健康教育、広報誌、ホームページ等)
- ・高齢者施設職員への講話の実施

12.1.2 感染症発生動向調査事業

【事業目的】

・感染症の発生情報及び病原体情報を収集・分析し、その情報を地域へ迅速に 還元することにより、感染症に対する有効かつ的確な予防等の対策へつなげ る。

【現状と課題】

・国や県の情報とあわせて、管内の発生状況を週報(週1回)、月報(月1回) として関係機関に情報提供している。

【計画】

- ・感染症の発生情報の把握及び分析
- ・管内住民や医療関係者等へ情報還元(ホームページ等)

12.1.3 予防接種事業

【事業目的】

・感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種に関する必要な情報提供及び指示等を行う。

【現状と課題】

- ・予防接種法に基づき市町が行う予防接種に対して指示を行い、予防接種時の 事故発生時は市町から報告書を受理し、本課へ提出している。
- ・定期接種化された予防接種の体制は各市町とも整備されており、誤接種については、市町と医療機関で検討され再発防止対策が講じられている。
- ・海外渡航時や定期予防接種以外の接種等に関して、関係機関や住民からの相 談に対応している。

【計画】

- ・予防接種法第5条第1項に基づく定期予防接種の指示
- ・市町からの予防接種時の事故報告書の受理、報告(随時)
- ・予防接種に関する相談対応

12.1.4 肝炎対策事業

【事業目的】

- ・肝炎及び肝炎ウイルス検査についての普及啓発を行う。
- ・肝炎ウイルス検査の受検を促進し、感染者を早期発見、早期治療へつなげる。

- ・県北保健所や委託医療機関における肝炎ウイルス検査受検者数が減少したため、今後も住民への普及啓発や委託医療機関への情報提供等を継続する必要がある。
- ・ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業や肝炎治療医療費助成制度について周知を図り、早期に検査や治療につながるよう重症化予防への支援を行う必要がある。

【計画】

- ・肝炎ウイルス検査委託医療機関へ実績等フィードバック
- ・肝炎及び肝炎ウイルス検査についての普及啓発(健康づくり通信の発行等)
- ・肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨、定期的な状況確認
- ・ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業や肝炎治療医療費助成制度の周知

12.1.5 エイズ・性感染症予防事業

【事業目的】

・住民に対し相談・検査及びエイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発 を行う。

【現状と課題】

・検査件数は横ばいであり、今後も性感染症検査の普及啓発を継続する必要が ある。

【計画】

- ・世界エイズデー、HIV検査普及週間に合わせたエイズ・性感染症に関する 普及啓発(健康づくり通信、市町広報誌への掲載)
- ・相談、検査の対応(随時)

12.1.6 麻疹・風疹予防対策事業(風疹抗体検査等を含む) 【事業目的】

・麻疹・風疹の排除を目指し、疾患に対する理解を深め、感染及びまん延防 を図る。

- ・麻疹に関しては、日本は 2015 年に WHO から排除認定を受けているが、海外からの持ち込み症例を発端とした患者発生、感染拡大などの流行は見られている。近年、県内の患者発生は見られていないが、今後、発生する可能性もあり、医療機関及び住民への普及啓発が必要である。
- ・風疹に関しては、平成30年から令和元年にかけ、全国での報告数が大幅に増加したため、感染予防及びまん延防止を目的に、予防接種を公的に受ける機会がなかった男性を対象に第5期定期予防接種が開始された。長崎県では令和元年度5件、そのうち県北保健所県内では2件風疹発生が報告されている。令和2年度以降の発生はなかったが、妊婦が感染することで生じる胎児への影響等を予防するためにも引き続き普及啓発を行い、検査やワクチン接

種について周知することが必要である。

【計画】

- ・風疹抗体検査についての普及啓発
- 相談、検査対応(随時)
- ・麻疹・風疹発生時、迅速な疫学調査及び検査の実施

12.1.7 検疫

【事業目的】

・国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入する ことを防止するとともに、船舶又は航空機に関してその他の感染症の予防に 必要な措置を講ずる。

【現状と課題】

・令和3年度の検疫実績なし。

【計画】

・必要時に検疫を実施

12.2 結核対策

12.2.1 結核予防対策推進事業

【事業目的】

- ・結核患者に対して早期に適正な医療を提供し、治療の完遂及び周囲への結核 のまん延を防止する。
- ・委託医療機関等との連携調整を図り、管理検診及び接触者健康診断を適切に 実施する。
- ・結核診査専門部会による診査を通じて、結核の適正な医療の提供を図る。

【現状と課題】

- ・管内の令和3年結核罹患率は9.4 であり、令和2年結核罹患率6.2(長崎県12.4及び全国10.1)と比較すると増加している。
- ・早期に適正な医療を提供し疾患を治癒させること及び結核まん延防止のため、 発生届受理後、迅速に対応している。また、感染症診査協議会結核診査専門 部会の開催により、適正な結核医療についての診査等を行っている。
- ・結核患者発生届出の際の速やかな疫学調査及びケース検討会を実施し、結核接触者健康診断を適切に実施している。令和3年度は結核接触者健康診断の結果、潜在性結核感染症と診断された者は0名であった。
- ・胸部レントゲン撮影業務等の委託化に伴い、健康診断が円滑に実施できるよう、必要に応じて委託先と協議・連携を行っている。
- ・発生届を受理後、速やかに感染症サーベイランスシステムへの入力を行い、 還元された情報はコホート検討会等で活用している。また、管内医療機関や 住民に対して適切な情報還元を行う必要がある。

- ・感染性を有する患者(喀痰塗抹陽性肺結核患者等)確認時における適切な就 業制限及び入院勧告の実施
- ・新登録患者に係る積極的疫学調査の速やかな実施(2週間以内)
- ・結核事例検討会の実施(適切な接触者健康診断計画と個別支援計画の策定)
- ・適切な管理検診及び接触者健康診断の実施
- ・結核診査専門部会の開催(13回)
- ・医療機関との円滑な連携及び調整、指導
- ・結核定期健康診断の適正な実施と報告受理

12.2.2 結核対策特別推進事業

【事業目的】

- ・活動性結核登録患者及び潜在性結核感染症患者に対して、DOTSを確実に 実施し、全員の治療完遂を図る。(目標値:実施率 100%)
- ・治療完遂のために、患者の服薬等の療養生活の支援を行う。
- ・コホート検討会において関係医療機関職員等とともに治療成績および患者支援体制の評価を行い、今後の結核対策に活用する。
- ・管内関係機関(主に高齢者施設)職員に正しい知識の普及を行い、結核の予防及びまん延防止に努め、患者の早期発見と早期治療を推進する。
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく 積極的疫学調査の一環として、結核菌の分子疫学調査を実施し、結核菌の伝 播経路の推定や集団感染を把握する。

【現状と課題】

- ・全ての治療者に対して DOTS を実施し、治療完遂することができている。 また、管内外の医療機関との連携を強化し、DOTS カンファレンス等を通し て確実な情報の共有及び引継ぎを行い、DOTS を切れ目なく実施していく必要がある。
- ・佐世保市保健所との合同コホート検討会において、治療終了者の治療成績、 患者支援の評価を行っている。特に中断や失敗事例においては、関係医療機 関職員と詳細に症例検討を行い、服薬支援者等患者支援体制を見直し、今後 の患者の治療完遂につなげる必要がある。
- ・服薬支援者となる関係者と連携・協力し、服薬終了まで患者が安心して療養できるよう支援する必要がある。
- ・管内の結核罹患者の多くは、65歳以上の高齢者であり、ほとんどは介護保険サービス等を利用している状況である。それに伴い、高齢者施設職員及び利用者が接触者健康診断の対象となるケースが多く、高齢者施設職員へ結核の正しい知識の普及啓発を継続して実施する必要がある。
- ・結核菌分子疫学調査は、平成 24 年度から事業が開始となり、県北保健所は 平成 28 年度から実施している。

- ・DOTSの実施(服薬治療者全てを対象とする)
- ・DOTSカンファレンスの実施

- ・佐世保市保健所との合同コホート検討会の実施(1回)
- ・高齢者施設職員へ講話の実施
- ・結核予防週間を活用した啓発活動の実施
- ・結核菌分子疫学調査の情報還元と検査結果に関する検討

13 衛生上の試験及び検査に関する事項

13.1 衛生上の試験及び検査に関すること

【事業目的】

・関係法令に基づき各種検査を行い、感染症及び食中毒の発生予防、まん延の 防止をはかるとともに、正確かつ迅速に結果を提示することにより科学的根 拠に基づく行政対応と市民に対する安全・安心を提供する。

【現状と課題】

- ・様々な感染症に関する検査の質や精度、さらには迅速性が求められている。
- ・試験・検査業務は福祉保健部、県民生活環境部の2つの部にまたがっており、 地域の特性や課題に応じた検査及び調査には部を越えた検討が必要である。

【計画】

- ・地域の特性に合わせ、各種計画や法に基づく検査を実施する。
- ・食中毒(疑い含む) 苦情等に係る食品等の原因究明のため、迅速で適切な検査を実施する。
- ・感染症のまん延防止のため、迅速で適切な接触者等健康診断を実施する。
- ・検査機器等設備の適正な保守管理を行う。
- ・食品衛生検査施設業務管理基準(食品 G L P)の徹底による検査精度向上と 信頼性確保に努める。

14 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

14.1 健康危機管理機能強化

14.1.1 健康危機管理対応訓練事業

【事業目的】

・大規模災害等を含む健康危機事案の発生時に迅速かつ適切に対応するために、 健康危機管理上の支援及び受援体制を強化する。

【現状と課題】

・平常時から体制を整える必要があり、職員への意識付けを行う必要がある。

【計画】

・県北保健所全職員を対象としたDHEAT訓練を行う。

14.1.2 新型インフルエンザ対策事業

【事業目的】

・新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に 対する医療に関する法律に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた体 制を整備する。

【現状と課題】

・県北保健所新型インフルエンザ等対策マニュアルを策定しており、職員は内容 を理解しておく必要がある。

【計画】

- ・職員を対象とした患者移送(ストレッチャー操作)訓練を実施する。
- ・必要に応じ対策マニュアルを改訂し、それを職員へ周知する。
- ・必要に応じ新型インフルエンザ地域対策協議会を開催する。
- ・必要物品及び消耗品を整備する。

14.1.3 鳥インフルエンザ対策事業

【事業目的】

・養鶏場等の家きんにおいて鳥インフルエンザが確認された場合に、養鶏場従事者、防疫作業従事者並びに地域住民への感染防止に資するため、養鶏場従事者及び防疫作業従事者の健康管理、地域住民を対象とする健康相談窓口の開設、心のケア等の対策を、関係機関と連携して行う。

【現状と課題】

・県北保健所管内では鳥インフルエンザが発生していないが、発生時対応について職員が理解しておく必要がある。

【計画】

- ・県や振興局で行なわれる研修会に参加する。
- ・資材の適切な管理を行う。
- 14.1.4 原子力防災訓練事業

【事業目的】

・原子力防災訓練を実施することにより、通信連絡体制、緊急時モニタリング 体制及び緊急被ばく医療体制の確立を図る。

【現状と課題】

・長崎県原子力防災訓練が、毎年度実施されている。

【計画】

・長崎県原子力防災訓練に参加する。

|14.2 健康ながさき21推進、地域・職域連携推進|

14.2.1 たばこ・アルコール対策事業

【事業目的】

- ・望まない受動喫煙防止を図る。
- ・未成年者に喫煙の危険性に関する情報を提供し、喫煙を防止する。
- ・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減少させ、適正飲 酒を推進する。

【現状と課題】

- ・平成30年7月の健康増進法一部改正により、受動喫煙防止対策が強化され、 第一種施設は令和元年7月1日から原則敷地内禁煙、第二種施設は令和2 年4月1日から原則屋内禁煙となったため、取り組みが推進されるよう働き かける必要がある。
- ・平成 28 年長崎県生活習慣状況調査より、「節度ある適切な飲酒量を知っている人の割合」について、管内市町の平均は約 52%であったが、県の平均を下回っており、機会をとらえて適正飲酒の普及啓発をしていく必要がある。

【計画】

- ・県及び市町が管理する公共施設の受動喫煙防止対策の強化(R4重点事業)
- ・喫煙可能室届出施設(60施設)への状況確認(R4重点事業)
- ・第二種施設を対象とした改正健康増進法の周知(食品衛生責任者講習会等)
- ・「受動喫煙防止対策」についての情報発信(健康づくり通信の発行等)
- ・未成年者喫煙及び飲酒防止に対する正しい知識の普及
- ・適正飲酒の普及啓発

14.2.2 がん対策事業

【事業目的】

・がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、健康保持及び増進を図 る。

【現状と課題】

- ・令和元年度管内市町のがん検診受診率をみると、胃がん検診、大腸がん検診、 肺がん検診、乳がん検診は平戸市、松浦市、佐々町と管内全ての市町が県全 体より高い。
- ・特に働き盛り世代のがん検診受診率が低いことが課題であり、職域に向けた 啓発活動が必要である。

【計画】

・地域・職域連携推進協議会等における情報提供

14.2.3 栄養・食生活による健康づくり事業

【事業目的】

・地域住民が自ら健康づくりに取り組むことができる環境づくりを推進する。

【現状と課題】

- ・本県は野菜の摂取量や歩行数が少ない、高血圧や COPD の患者が多い等多くの健康課題がある。令和4年度から「はじめる!長崎健康革命」をテーマに、県下で運動・食事・禁煙・健診の取り組み(アプリの活用等)を進める。
- ・健康づくり応援の店は、令和 2 年度に新基準となり、登録店の増加を目指し、事業の普及啓発を行うとともに登録店への支援を充実させ地域の健康づくりの環境整備を行う必要がある。

【計画】

- ・「はじめる!長崎健康革命」の取り組みについて普及啓発(随時)
- ・長崎県健康づくり応援の店の個別支援及び普及啓発(随時)

14.2.4 こころの健康づくり、その他

【事業目的】

・効果的な休養の取り方や質の良い睡眠の取り方など適切なストレス対処方法 の普及啓発を行う。

【現状と課題】

・健康教育や健康づくり通信を活用して、こころの健康づくりの啓発を行っている。

【計画】

・適切なストレス対処方法の情報提供

14.2.5 地域・職域連携推進事業及び職場の健康づくり応援事業 【事業目的】

- ・地域(市町が中心に行う地域保健)・職域(働く人を対象とした職域保健)において、生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するための効果的な保健事業を行うため、自治体・事業者及び医療保険機関等の関係者が相互に情報交換を行い、共通理解のもと保健医療資源の相互活用、保健事業の共同実施による連携体制を構築する。
- ・職場に専門職を派遣して生活習慣に関する健康教育を通して、健康づくりへ の取組意識の向上を図る。

- ・管内市町の令和元年度の特定健診受診率は、平戸市 53.5%、松浦市 41.0%、 佐々町 55.4%と県平均 39.2%を上回っているものの、年々減少している。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、特定健診受診率・保健指導実施率 はともに大きく減少することが見込まれ、実施率・受診率向上対策を検討す る必要がある。
- ・管内では、職場の健康づくり応援事業の利用がほとんどない状況である。令和4年度から「社食向上支援」が追加されたため、給食施設の事業所・寄宿舎等含め、普及啓発を行う。

【計画】

- ・県北保健所地域・職域連携推進協議会の開催(1回/年)
- ・職場の健康づくり応援事業(社食向上支援含む)の普及啓発(随時)
- ・健康づくり通信の発行による情報提供

|14.3 地域リハビリテーション推進|

【事業目的】

・高齢者や障害のある人が、寝たきり状態となることを予防し、住み慣れた地域において、 生き生きとした生活を送ることができるよう、地域リハビリテーションの適切かつ円滑な 推進を目的とする。

【現状と課題】

- ・県北地域リハビリテーション連絡協議会を開催し、地域リハビリテーション推進施策に向けた企画・調整・評価を行い、課題解決に向けた方策を検討するなどの取組を行っている。
- ・県が指定する県北地域リハビリテーション広域支援センターが、市町・介護職員・ボランティア等のリハビリテーション従事者に対し、知識や技術の向上を目的に研修会や実地指導を行い、地域リハビリテーション支援体制の構築を推進している。県北地域では、リハビリテーション専門職の地域偏在や従事者の固定化、離島部への支援など、地域密着型リハビリテーション支援体制について、再検討を行った。

【計画】

- ・県北地域リハビリテーション連絡協議会の開催(年1回)
- ・県北地域リハビリテーション広域支援センターの活動支援(会議等への参画、研修会の企画立案、運営への協力)、及び広域支援センターと協働し新規協力施設(病院・団体)の開拓や、リハビリテーション専門職向けに人材育成(研修会や OJT)を行い、市町事業に従事できる人材の拡大を図る。

14.4 地域包括ケアシステム推進

【事業目的】

・団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療・介護・介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各市町の実情に応じて推進していくことを目的とする。

【現状と課題】

・管内市町の地域包括ケアシステム構築の進捗状況は、令和元年度に 3 市町とも 8 割達成しており、さらなる構築を目指して、市町の現状および課題を把握し引き続き 支援する必要がある。

- ·2025 年度末までの構築完了を目指し、市町毎や共通する課題に対応した支援を 行っていく必要がある。
- ・在宅医療・介護連携については、看取り体制の現状には市町で差があるが、共通の 課題として佐世保市や県外医療機関とのスムーズな連携が必要である。
- ·認知症の医療連携体制について、県北圏域の関係機関との連携や地域課題について協議が必要である。

【計画】

- ・在宅医療・介護連携の仕組みづくり(看取り体制整備)
- ・認知症の医療連携体制に向けた支援
- ・地域ケア会議の充実に向けた市町支援
- ・各市町のロードマップ進捗確認やシステム構築への関与

|14.5 情報の収集、整理および活用|

【事業目的】

・情報の収集、分析及び評価を行い、地域の健康課題を把握し、保健所の施策 及び市町の各施策の推進の支援に活用する。

【現状と課題】

・既存データ及び業務を通して得た情報等を用いて、地域全体を把握する必要がある。

【計画】

- ・データ分析を行い、地区活動の実践及び評価へつなげる。
- ・得られたデータ及び結果を市町へ還元する。

14.6 調査及び研究事項

該当なし